

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院選挙区選出議員の選挙区及びその定数の改正

参議院選挙区選出議員の選挙について、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設け、当該選挙区において選挙すべき議員の数を二人（現行鳥取県選挙区二人、島根県選挙区二人）とするとともに、東京都選挙区において選挙すべき議員の数を十人（現行八人）とするものとする。 （別表第三関係）

第二 参議院選挙区選出議員の選挙で二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関する特例

- 一 参議院選挙区選出議員の選挙でその区域が二以上の都道府県の区域にわたる選挙区において行われるものに関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。 （第二百七十条の四第一項関係）
- 二 一の選挙においては、選挙長を置くほか、当該都道府県ごとに、選挙分会長を置くものとする。 （第二百七十条の四第二項関係）

第三 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。 （附則第一項関係）

二 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとする事。 (附則第二項関係)

三 その他所要の規定を整備するものとする事。